

株主各位

第18回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

- ① 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

ビリングシステム株式会社

会社の支配に関する基本方針、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.billingsystem.co.jp>）に掲載し、株主の皆様に提供しております。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、企業の決済業務と多数の金融機関を一元的に結び、様々な決済ソリューションを提供することを目的に、平成12年6月に設立されました。当社の創業者は、銀行における23年の実務経験の中で、企業間決済や資金運用機能の開発に携わってまいりましたが、多くの企業から寄せられる決済処理の効率化の要望に、金融機関が提供する機能やサービスだけでは十分に答えられないという事態に直面しておりました。そこで、当社は、金融機関という立場では様々な制約もあることを踏まえて、系列を超えた真にユーザーサイドに立ったサービスの実現を図ることを目指してまいりました。

企業の決済処理を効率化するためには、取引先の利用するすべての銀行との連携、そして十分な情報伝達と処理スキームの共有が必要となります。そこで、当社は、インターネットを利用した決済基盤の構築を通して、各種金融機関のサービスと連携して利用できる独自の決済プラットフォームを構築してまいりました。金融機関等決済機関はそれぞれ使用するシステムが異なりますが、当社では企業から受け取った決済等の情報を、必要な決済機関に合致したデータに変換して伝達いたします。これにより、企業は決済機関毎に決済等の情報を送付しなくとも、当社とアクセスすることで一括して決済等の業務を完結させることが可能となります。

こうした事業に携わる当社の社員は、決済業務を知り尽くした専門家集団であり、高いコンサルティング力を有しております。そして、かかる専門知識を活かして顧客企業の事業モデルに即した効率化とコスト削減を実現する決済手段を提案しております。

この結果、インターネットを利用した個人投資家の株式の売買、為替・金融先物取引に付随する銀行口座、証券口座（証拠金口座）間の資金移動をリアルタイムでサポートする「クイック入金サービス」は一種業界の標準サービスとなり、現在約60社で利用されております。また、自賠償保険に関わる損害保険業界の共通のシステム（e-JIBAI）において収納代金の回収業務を受託しており、これも損害保険業界の標準サービスとなっております。

当社の顧客は、このように証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社といった金融庁が所管する金融機関が多く、当社はアウトソーシング先として、当局が要求する事務、システム、オペレーションにおける一定の水準をクリアすることが求められており、当社の提供する「決済情報プラットフォーム」は、企業活動の合理化を支援するサービスとして一種の社会インフラともなっております。

このような決済関連サービスを提供する中で、当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資さない株券等の大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

① 高い専門性

当社の営業は、個々の企業ニーズに合わせた決済処理についての提案型営業が主体であり、規格化された商品をマスマーケットに拡販する営業とは異なります。このため決済に関わる高度の専門的知識が求められています。当社の設立当初は創業者のかかるノウハウに依存しておりましたが、その後ＯＪＴによる教育の浸透、また、信販会社、銀行、ノンバンク、証券会社等の出身者が入社したこともあり、組織としての高い専門性を有するようになっております。

② 提携金融機関と顧客企業

当社の最大の強みは、大手銀行、ネット銀行、ゆうちょ銀行等多数の金融機関との提携により、決済業務における中継システムとして統合的な決済基盤を確立していることです。設立以来築き上げてきた金融機関との連携は、システム面のみならず、人的ネットワークも含めた幅広いものです。こうした基盤の構築により、顧客企業にかつてない利便性の提供を可能にしております。

また、当社の主要顧客は、証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社等の金融関連企業となっております。こうした企業との取引は、一度取引を開始させていただくと、継続的な取引につながるケースが多々あります。

このような顧客資産と提携金融機関のネットワークは当社にとって最大の財産であり、今後とも一層取引深耕を図っていくことが必要となります。

③ 企業風土と健全な財務体質

決済サービスは、物の販売等の経済活動の裏側にある、謂わば黒子のような存在ですが、なくてはならない一種の社会インフラとも言えます。そして、これを支えるには堅牢なシステムとオペレーションが必要です。また、業務に携わる社員には、高い倫理観と誠実性が求められています。このように、当社は、縁の下の方針的な存在であることから、当社社内でも堅実な成長を求め続ける企業風土が定着しているとともに、当社としても、それを維持することが重要となっております。当社では、創業以来培ってきたノウハウに加えて、こうした堅実、誠実な企業としての姿勢があいまって、安心、安全、安定したサービスを提供できる体制が構築できているものと認識しております。

また、こうしたサービスを支える企業にとっては、財務体質の健全化が取引先の信頼を確保するために重要となるため、当社は、極めて健全な財務体質を維持しており、今後の事業拡大における設備投資、人的投資、企業買収等にも迅速に対応できる資金力を保有しておりますが、こうした財務体質の健全性も、当社の成長の礎となっております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のためには、既存ビジネスの拡大と新規ビジネスへの取組みが必須であると認識しております。

当社の決済支援サービスの主力商品として収納代行サービス、クイック入金サービス、支払サポートがございますが、今後は、送金取次サービスの拡大、スマートフォン決済基盤の確立等を図ってまいります。

(3) 株主還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また、一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としており、親会社株主に帰属する当期純利益の35%程度を目処として配当を実施する方針です。

平成29年度の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元として、1株当たり25円00銭の期末配当を実施する予定です。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量の買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成23年8月12日開催の取締役会の決議に基づき、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成27年3月27日開催の当社第15回定時株主総会において承認をいただき継続しておりました。（当該継続後の対応策を「現プラン」といいます。）

当社は、現プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行い、平成30年3月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現プランの内容を実質的に変更しない形で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、本プランを継続することを決議いたしました。

本プランの概要は次のとおりです。

(1) 本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランは、（i）当社株券等の特定株式保有者等の議決権割合を15%以上とする当社株券等の買付行為、（ii）結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社株券等の買付行為、又は（iii）結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）を対象とします。（い

ずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、（i）及び（ii）の買付行為については、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、（i）乃至（iii）の行為を総称して「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）

(2) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者等のいずれかに該当する者の中から選任されます。

(3) 大量買付ルールの概要

大量買付者が大量買付行為を行う前に、当社代表取締役に対して買付意向表明書を当社所定の書式にて提出していただき、当社取締役会は、かかる大量買付行為に関する評価、検討に必要な情報の提供を求め、大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

(4) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として対抗措置は採りません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様にご判断を委ねます。

但し、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(5) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(6) 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成30年3月28日開催予定の第18回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとしておりますが、本定時株主総会において継続のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期限は平成33年3月に開催予定の定時株主総会の終結の時まで延長されるものとし、以後も同様とします。

なお、有効期間の満了前であっても、本プランは、株主総会又は取締役会の決議により廃止が可能です。

4. 基本方針の実現のための取組みについての当社取締役会の判断及びその理由

(1) 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.）について

上記2. 「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3.）について

① 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

② 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

ロ. 株主の皆様の意思の重視と情報開示

本プランの発効は当社取締役会決議によるものですが、当社は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを継続させていただく予定であります。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとされており、対抗措置の発動に関しても株主の皆様の意思が反映されることとなります。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行

っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ハ. 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

i. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

ii. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

二. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2 社
- ・ 連結子会社の名称 トランスファーネット株式会社
QCS株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 給与賞与株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 給与賞与株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 給与賞与株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 給与賞与株式会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

器具備品

4年～10年

□. 無形固定資産

・ソフトウェア

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんについては、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「為替差益」（前連結会計年度190千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

43,867千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区	—	のれん	91,680千円

連結子会社であるＱＣＳ株式会社の株式取得時に超過収益力を前提にのれんを計上しておりましたが、業績が当初想定していた事業計画を下回って推移していることから、新たに事業計画を見直した結果、のれんの

帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。当該事象によるのれんの減少額は91,680千円であり、当連結会計年度に減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを10.0%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,641,100株	一株	一株	1,641,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年3月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	23,904	15.0	平成28年12月31日	平成29年3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成30年3月28日開催の第18回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 39,840千円
- ・ 1株当たり配当額 25円00銭
- ・ 基準日 平成29年12月31日
- ・ 効力発生日 平成30年3月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は原則として自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクと管理体制

金融資産の主なものは、現金及び預金、売掛金があります。預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクにさらされておりますが、社内規程に従い取引先毎の期日入金管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握を行いリスクの低減を図っております。

また、回収遅延債権については、個別に状況を把握する体制としております。

金融負債の主なものは、買掛金、未払金、預り金、長期借入金があります。買掛金及び未払金については、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

長期借入金は、運転資金に係る資金調達であります。

預り金は、主に収納代行サービスに係るものであり、翌月には大半が送金されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	5,686,289	5,686,289	－
(2) 売 掛 金	170,908		
貸倒引当金（※１）	△31		
売掛金（純額）	170,877	170,877	－
資 産 計	5,857,167	5,857,167	－
(1) 買 掛 金	158,405	158,405	－
(2) 未 払 金	24,863	24,863	－
(3) 預 り 金	4,413,740	4,413,740	－
(4) 長 期 借 入 金（※２）	85,833	85,794	△38
負 債 計	4,682,842	4,682,804	△38

（※１）売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（※２）１年内返済予定の長期借入金(4) 長期借入金に含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 投資有価証券（連結貸借対照表計上額1,000千円）は、非上場株式で市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 563円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円07銭 |

(注) 当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式の分割及び定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年12月31日（日曜日）（当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成29年12月29日（金曜日））最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 1,641,100株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 1,641,100株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 3,282,200株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 12,162,400株 |

(3) 日程

- | | |
|----------|-------------|
| ① 基準日公告日 | 平成29年12月15日 |
| ② 基準日 | 平成29年12月31日 |
| ③ 効力発生日 | 平成30年1月1日 |

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年1月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を以下のとおり一部変更いたしました。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,081,200</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,162,400</u> 株とする。

(3) 日程

取締役会決議日 平成29年11月10日

効力発生日 平成30年 1 月 1 日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、1株当たり情報に関する注記に反映されております。

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、平成30年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成29年12月31日とする平成29年12月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

器具備品 4年～10年

② 無形固定資産

・ ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました流動負債の「未払消費税」（前事業年度18,622千円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 43,535千円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
(区分表示しているものを除く)
- ① 短期金銭債権 8,690千円
② 短期金銭債務 28,619千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 96,837千円
② 仕入高 286,868千円
③ 営業取引以外の取引高 290千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	47,500株	－株	－株	47,500株

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払費用	5,442千円
商品評価損否認	1,654千円
繰延税金資産小計	7,097千円
評価性引当額	△1,654千円
繰延税金資産合計	5,442千円
繰延税金負債との相殺	△388千円
繰延税金資産の純額	5,054千円

流動負債

(繰延税金負債)

未収還付事業税	388千円
繰延税金負債合計	388千円
繰延税金資産との相殺	△388千円
繰延税金負債の純額	－千円

固定資産

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	47,063千円
一括償却資産	1,325千円
貸倒引当金	663千円
減損損失	10,324千円
資産除去債務	1,701千円
繰延税金資産小計	61,077千円
評価性引当額	△60,201千円
繰延税金資産合計	876千円
繰延税金負債との相殺	△787千円
繰延税金資産の純額	88千円

固定負債

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	787千円
繰延税金負債合計	787千円
繰延税金資産との相殺	△787千円
繰延税金負債の純額	－千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.25%
住民税均等割	1.75%
評価性引当金の増減	△25.20%
その他	△0.62%
税効果会計適用後法人税等の負担率	7.03%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (注5)	科 目	期末残高 (注5)
子会社	ト ラ ン ス ファーネット 株 式 会 社	所有 直接 66.0%	当社は決済サービスの提供を行うとともに、収納業務の委託を行っております。 役員の兼任	当社サービスの提供（注1）	69,237	売 掛 金	6,184
				サービス手数料の支払（注2）	283,301	買 掛 金	28,242
子会社	Q C S 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	当社は決済サービスの提供を行うとともに、収納業務の委託を行っております。 役員の兼任	当社サービスの提供（注1）	27,600	売 掛 金	2,484
子会社	給 与 賞 与 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	当社の得意先の決済支援業務を行っております。 役員の兼任	サービス手数料の支払（注2）	3,567	買 掛 金	377
				業 務 の 支 援 （注3）	240	未 収 入 金	21
				資 金 の 回 収 （注4）	360	1年内回収 予定の関係 会社長期 貸 付 金	360
						関 係 会 社 長期貸付金	4,130

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1）価格その他の取引条件は、当社通常取引価格を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- （注2）サービス手数料の支払については、当社からの提示価格を基礎として交渉の上、決定しております。
- （注3）業務の支援については、当社からの提示価格を基礎として交渉の上、決定しております。
- （注4）貸付金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。また、取引金額については純額で表示しております。
- （注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主

該当事項はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 549円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円06銭 |

(注) 当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式の分割及び定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年12月31日（日曜日）（当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成29年12月29日（金曜日））最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 1,641,100株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 1,641,100株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 3,282,200株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 12,162,400株 |

(3) 日程

- | | |
|----------|-------------|
| ① 基準日公告日 | 平成29年12月15日 |
| ② 基準日 | 平成29年12月31日 |
| ③ 効力発生日 | 平成30年1月1日 |

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年1月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を以下のとおり一部変更いたしました。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,081,200株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,162,400株</u> とする。

(3) 日程

取締役会決議日 平成29年11月10日

効力発生日 平成30年 1 月 1 日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、1株当たり情報に関する注記に反映されております。

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、平成30年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成29年12月31日とする平成29年12月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

11. その他の注記

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金は総合設立型であるため、「退職給付に係る会計基準」（平成28年12月16日 企業会計基準委員会 注解12）に基づき、当該厚生年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

当社は、全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金は総合設立型であるため、退職給付債務に関する事項の記載を省略しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	3,260千円
退職給付費用	3,260千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金は総合設立型であるため、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項の記載を省略しております。

(5) 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成29年3月31日現在）

年金資産の額	748,654,555千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	732,391,260千円
差引額	16,263,295千円

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成29年3月31日現在）

0.04%

③ 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高28,770千円及び剰余金額16,292,065千円であります。

なお、上記②の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。